

大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業 重要な契約条件の説明書補足説明資料

別添 1 サービス購入料算定にかかるプロセス

サービス購入料算定にかかるプロセス

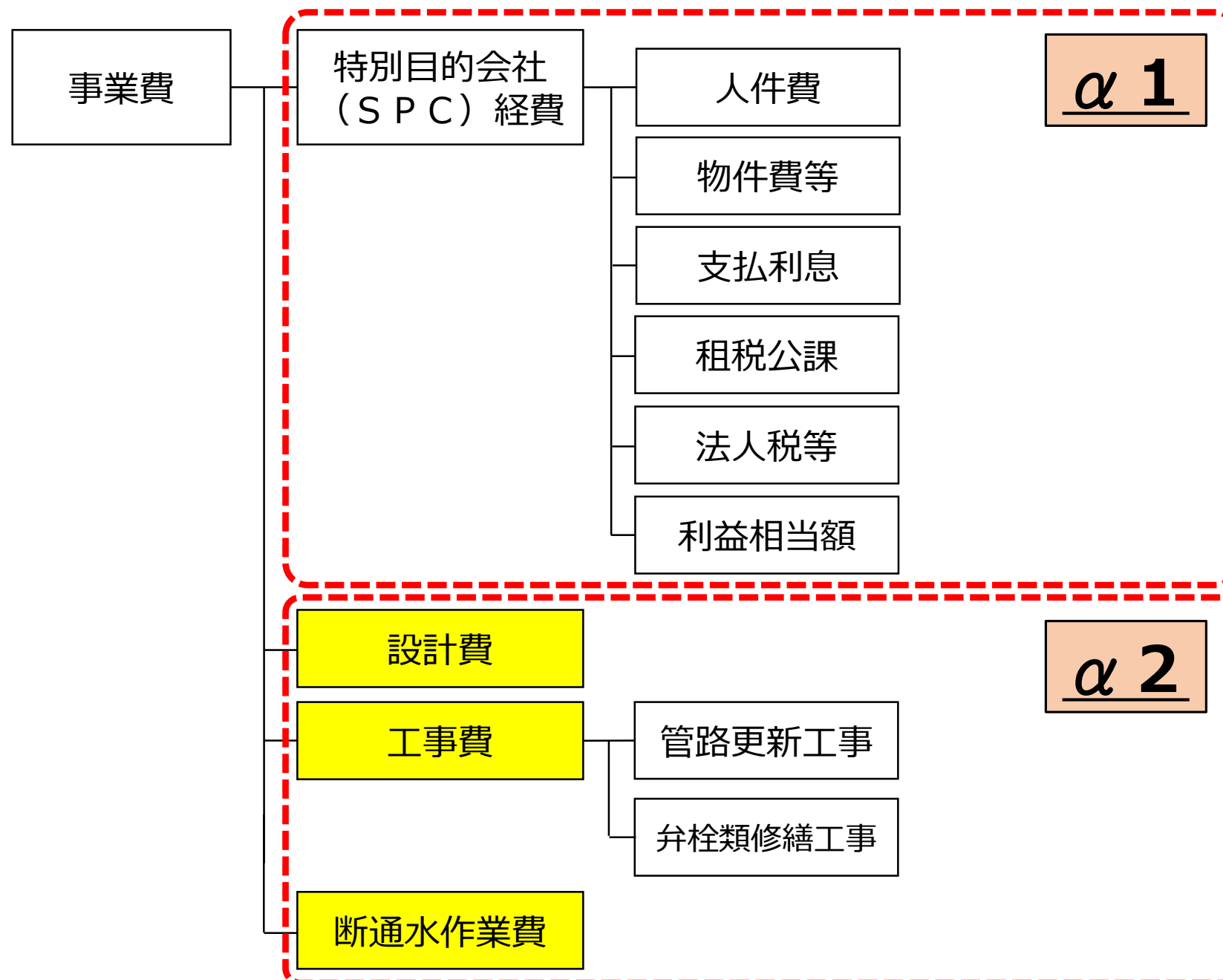
1	削減率 α の確定等について	1
2	サービス購入料 A (設計費)	3
	サービス購入料 A (工事費 1 / 2)	4
	サービス購入料 A (工事費 2 / 2)	5
3	サービス購入料 B (断通水作業費)	6
4	サービス購入料 C (SPC経費)	7
5	物価変動等に基づく単価等の見直しについて	8
	公共工事前払金の請求、支払い、出来高認定等	9
6	その他	9

◆ サービス購入料算定にかかるプロセス

1 削減率 α の確定等について

- ▶ 特別目的会社経費（以下「SPC経費」という。「 $\alpha 1$ 」）と、それ以外の工事費等（設計費、工事費、断通水作業費。「 $\alpha 2$ 」）とで適用する削減率を分ける。

費用構造のイメージ



◆ サービス購入料算定にかかるプロセス

1 削減率 α の確定等について

S P C経費 $\alpha 1$

- 入札時に提案していただくS P C経費について、市が積算したS P C経費に対する提案額の比率により削減率 $\alpha 1$ が確定し、事業期間を通じて適用される。（単位：％）

工事費等 $\alpha 2$

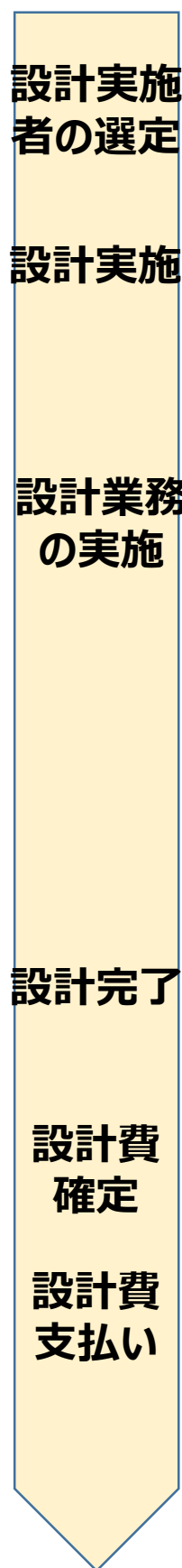
- 入札時に提案していただく設計費、工事費、断通水作業費の経費総額について、市が積算した経費総額に対する提案額の比率により削減率 $\alpha 2$ が確定し、事業期間を通じて適用される。（単位：％）
- 設計費及び工事費については、それぞれの業務完成、工事完成時に削減率 $\alpha 2$ 適用させて設計費、工事費を確定。
- 道路管理者や埋設物管理者等との協定又は依頼に基づいて、市がこれまで直接支払ってきた費用（協定に基づき埋設物管理者が実施する支障物移設費用等）は設計費及び工事費に含まないので、削減率の適用対象外（ $\alpha 2$ を適用しない項目）。

【削減率 α の適用方法例】

$$\text{工事費} : \text{設計変更後工事費（公共積算基準に沿って積算）} \times \frac{(100 - \text{削減率 } \alpha 2)}{100} = \text{工事費確定}$$

◆ サービス購入料算定にかかるプロセス

2 サービス購入料 A (設計費) * 提出書類の詳細については要求水準書を参照 (主な提出書類のみ記載)



「凡例」
 ➤ S P Cが行う業務 ✓ 市が行う業務 ◆ その他の記載事項

※提出書類と凡例について、p 9まで同様

- 個別の現場状況を踏まえた工法選択、管材料選定等を市と協議し決定

- 設計計画書を市に提出し確認を得る。
- 材料等の選定、工法の選定、埋設調整、附属設備の配置、給水管接合替の調整、設計内容の明示を行う。

設計業務の実施

- 市と協議し決定した工法、管材料、施工内容で設計業務を実施
- 詳細設計の積算

- 試験掘計画を策定したうえで試験掘を実施する。
- 試験掘結果を踏まえ設計業務を実施した後、設計費を積算する。
- 設計費の積算時は、積算資料を市に提出し、承認を得る。

設計完了

数量の確定

- 数量を確定させて、そのうち市が負担する範囲を確定させ諸経費の調整※を行い、承認を得る。
 (※諸経費の調整については、5 ページ参照)

設計費確定

設計費の確定

- ✓ 削減率 α 2 を適用し設計費を確定する。

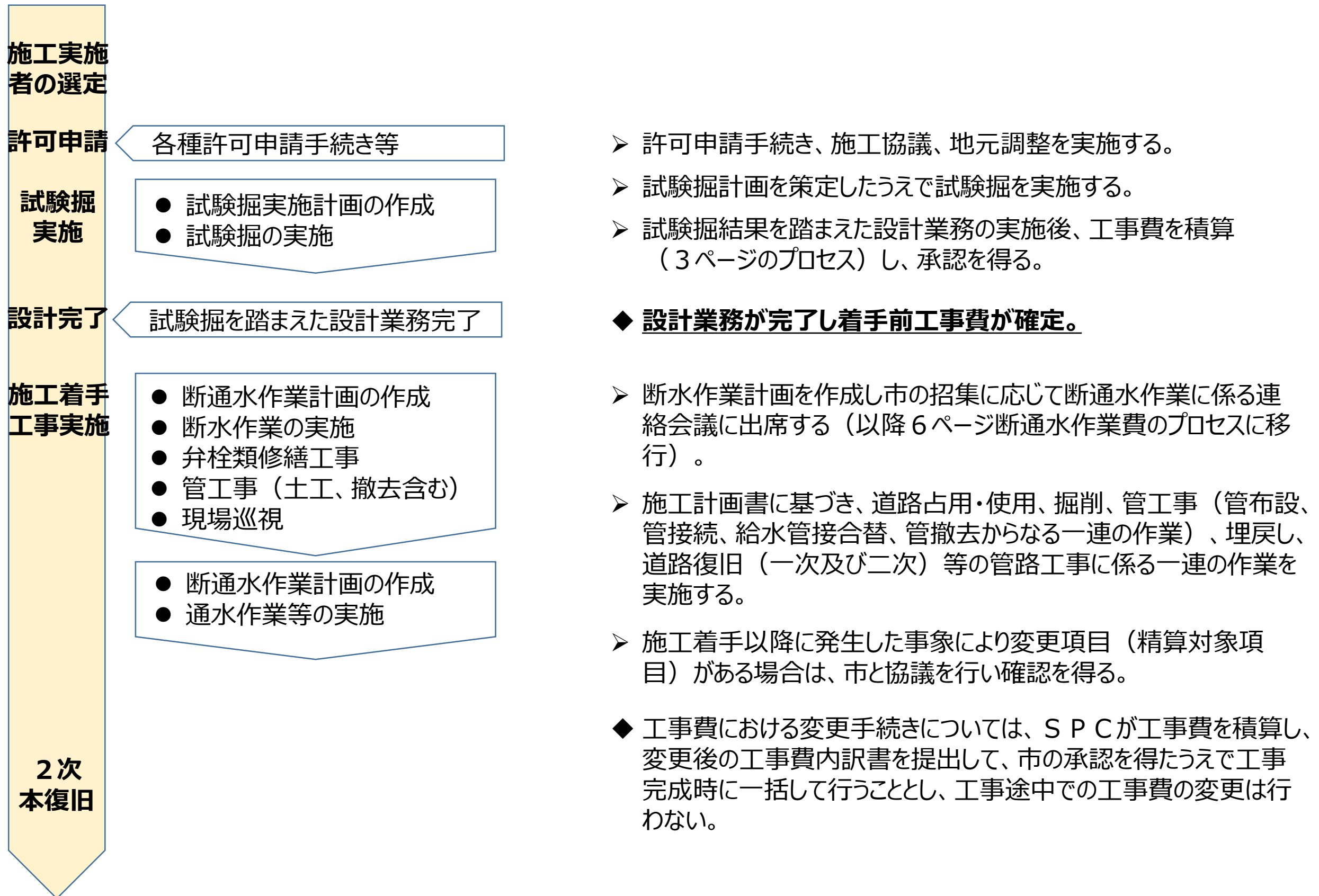
設計費支払い

サービス購入料 A の支払い

- 確定した設計費を半年分をまとめてサービス購入料 A (設計費) として請求書を提出する。
- ✓ 請求書受理後、30日以内にサービス購入料 A (設計費) を支払う。サービス購入料 A (設計費) は半期ごと (年間 2 回) にまとめて支払う。

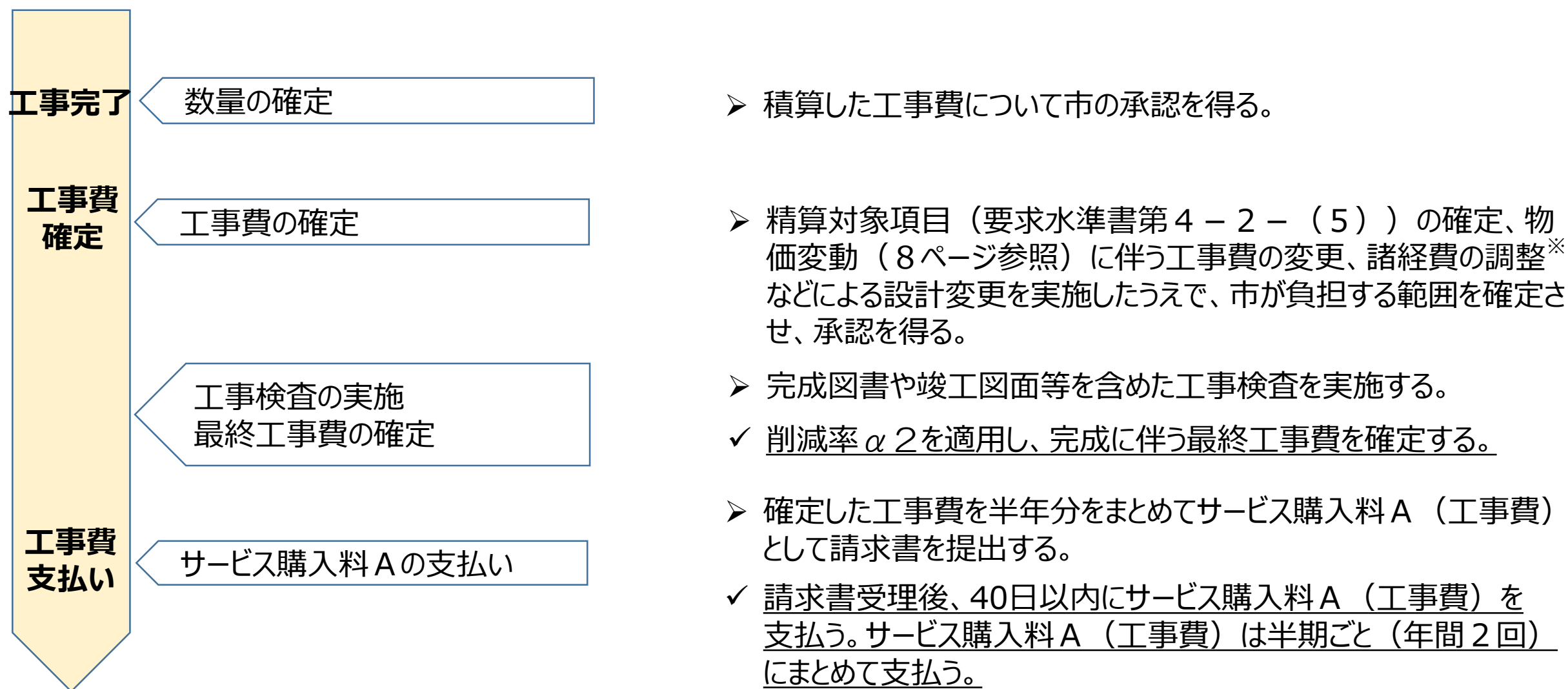
◆ サービス購入料算定にかかるプロセス

2 サービス購入料 A (工事費 1 / 2)



◆ サービス購入料算定にかかるプロセス

2 サービス購入料 A (工事費 2 / 2)

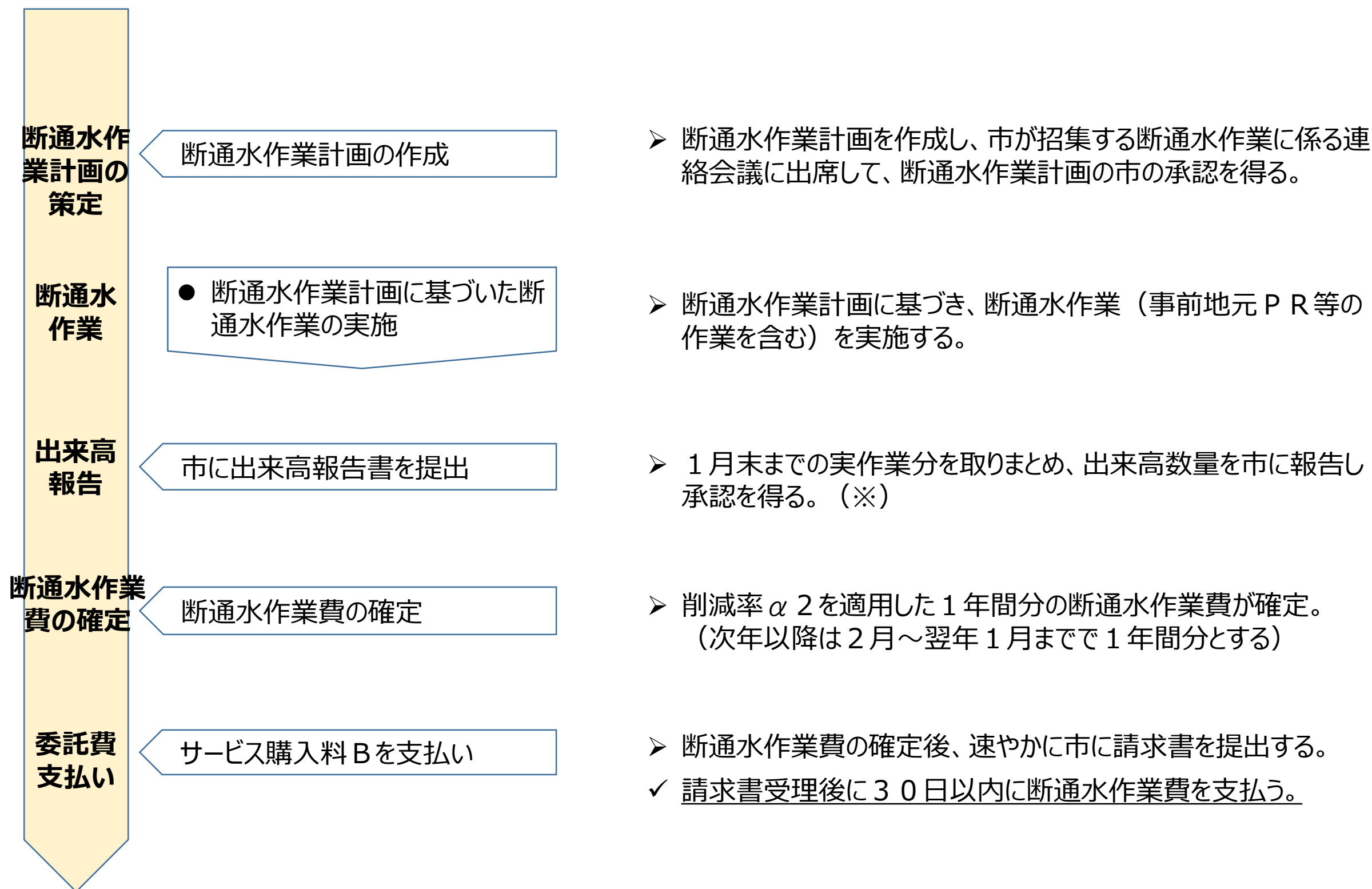


【※諸経費の調整（工事費における間接工事費（率分）の算定について）】

- 各路線の工事費は、契約時に市が指定するブロック単位で設定した諸経費率を用いて積算を行う。上記のとおり、積算した路線毎の工事費については、削減率 α 2 を適用して最終工事費を確定する。
- なお、当該諸経費率については、市が指定するブロック単位で設定するものであり、ブロック内の各路線の完成時に算定した諸経費額の各路線の合計と、ブロック内の全路線に係る諸経費額に差異が出る場合は、ブロック内の工事がすべて完成した段階で、最終に完成した路線の工事費にかかる諸経費で調整を行う。

◆ サービス購入料算定にかかるプロセス

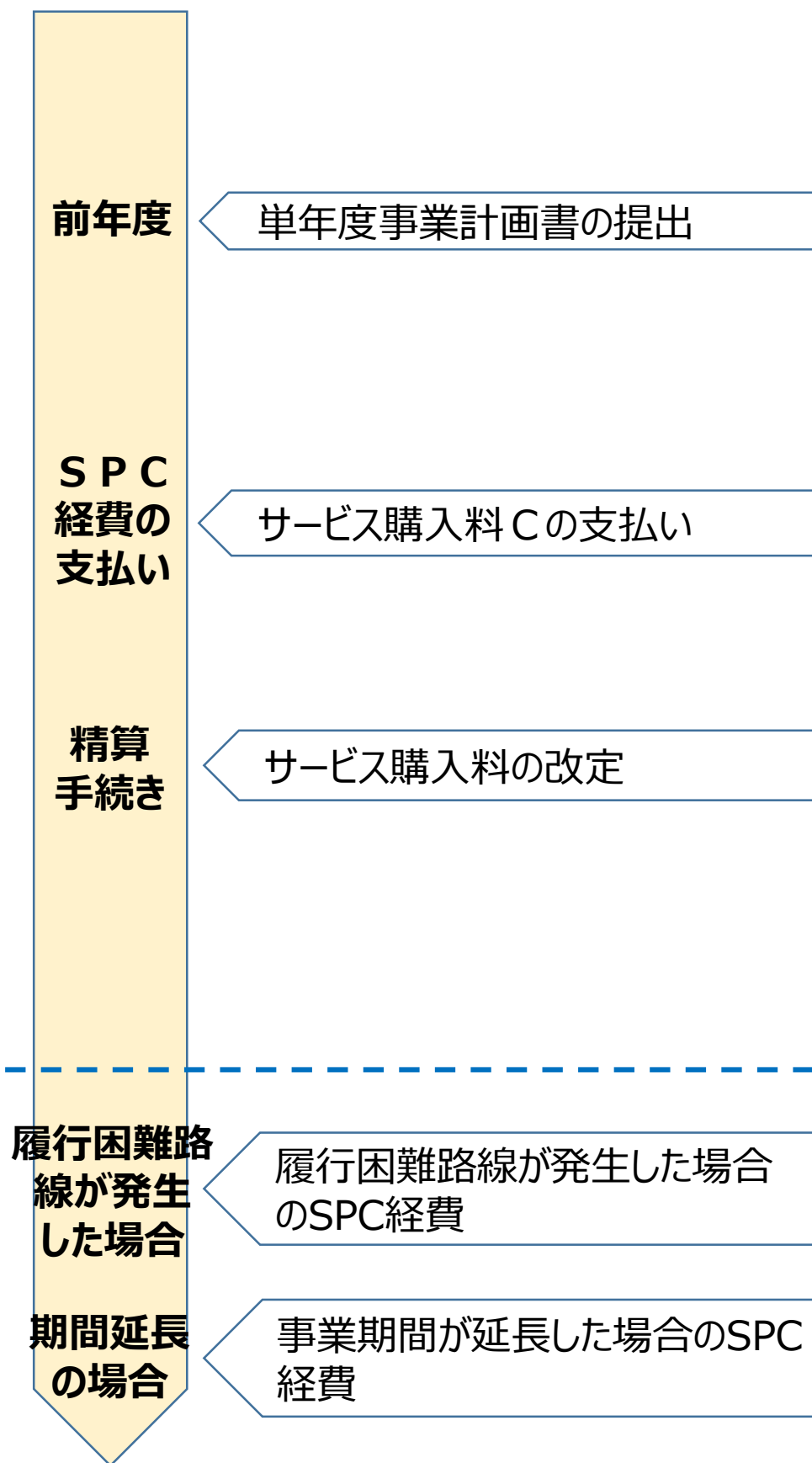
3 サービス購入料 B（断通水作業費）



※ 初年度は 4 月～翌年 1 月までの作業実績が 1 年間分とし、2 年目以降は、2 月～翌 1 月までの作業実績を 1 年間分、最終事業年度は 2 月～翌年 1 月までの作業実績分と、2 月 3 月の作業実績分の 2 件分の報告及び請求となる。

◆ サービス購入料算定にかかるプロセス

4 サービス購入料C（SPC経費）



- 提案時における8年間の全体事業計画書（年度ごとにSPC経費が割り振られている）の提出によりSPC経費は確定。
- ✓ 単年度事業計画書により当該年度におけるSPC経費を確認する（全体事業計画書から変更がある場合は、変更後の各年度のSPC経費の合計額が、全体事業計画におけるSPC経費の合計額と一致しているか確認）。
- 単年度事業計画書に記載の当該年度のSPC経費予定額を、4分割し四半期毎（6月、9月、12月、3月各末日）に市に請求する。
- ✓ 市は請求書受領後、30日以内に支払う。
- 毎年3月に公表される賃金センサスにより「男女計、学歴計、産業計、大企業」の値が、対事業契約時点比で1.5%を超える増減があった場合は、市に報告のうえ、次年度以降分の人件費相当額について変更手続きをする。（8ページ参照）
- ◆ 賃金が増加する場合はSPCが発議し、減額する場合は市が発議者となる。
- ✓ 履行困難路線が発生した場合においても、SPC経費の減額は行わない。（事業期間中の必要経費として取り扱う）
- 残工事件数等を考慮した維持経費及び必要経費を精査し、市と協議のうえ削減率適用前の経費を算定。
- ✓ 削減率 α 1を適用しSPC経費を確定する。

◆ サービス購入料算定にかかるプロセス

5 物価変動等に基づく単価等の見直しについて

S P C経費

- 毎年3月に公表される賃金センサスにより、「男女計、学歴計、産業計、大企業」の値が、対事業契約時点と比較（S P C経費が変更された場合は変更契約後の時点と比較）して、1.5%までは事業者の負担、1.5%を超える部分について市の負担とし、次年度以降分の人件費相当額について協議し変更手続きを行う。なお、S P C経費が増加する場合はS P Cが発議し、減少する場合は市が発議する想定。
- 変更するS P C経費については、市が積算したS P C経費に、削減率 $\alpha 1$ を適用しS P C経費を確定する。

工事費

- 着手前工事費が確定する時点において直近の単価を採用し、工事着手後、12カ月を経過し且つ残工期が2カ月以上ある工事について、基準日以降の変動前残工事費と変動後残工事費と比較して、1.5%までは事業者の負担とし、1.5%を超える部分について市が負担することとするもの。（公共工事標準請負契約約款における、第25条第1項から第4項（全体スライド条項）と同じ）
- 変動前工事費と変動後工事費を積算するのは、市の積算システムを使用する。なお、市の土木工事積算基準は、ホームページに掲載している。（<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000074408.html>）
- なお、当該工事における工事費の変更手続きについては、工事完成検査時に一括して実施することとし削減率 $\alpha 2$ を適用し工事費を確定する。（9ページ「7その他」に記載の路線は除きます。）

設計費

- 設計業務着手時において直近の単価を用いることにより、物価変動を踏まえた設計費の単価が適用されることから、着手後における設計費の変更は行わない。（現行発注の取扱いと同じ）

断通水作業費

- 市が現在、3年毎に発注・契約している断通水業務委託において積算している設計単価を、本事業の断通水作業費の単価として採用することにより、市の発注・契約の時期に物価変動を反映した単価に見直すこととなる。（現行発注の取扱いと同じ）

◆ サービス購入料算定にかかるプロセス

6 公共工事前払金の請求、支払い、出来高認定等（1年間の流れ）



- 単年度事業計画書に記載の設計業務と施工業務の出来高予定額に基づき、公共工事前払金について保証事業会社の前払金保証を申請。
- 出来高予定額に対する前払金（設計業務の3割、施工業務の4割が上限）に関し、保証事業会社の前払保証を付し請求書と合わせて市に提出する。
- ✓ 請求書及び前払保証を受理したのち、14日以内にS P Cに当該前払金を支払う。
- 当該年度における出来高相当額について市に報告する。
- ✓ 当年度に支払った前払金に関し、出来高予定額まで達しているか確認し、出来高認定を実施する。
- 出来高予定額に達していると市が認定した場合（市が出来高認定調書を交付）は、S P Cは、次年度分の前払金について、保証事業会社の前払金保証を付し4月以降に市に請求できる。
- 年度末時点において出来高予定額に達していると認定できない場合は、出来高予定額に達するまでS P Cは次年度分の前払金について市に請求することができない。なお、次年度において、前年度分の出来高予定額に達したと市が認定した時点以降に、S P Cは市に対し前払金を請求することができる。
- 出来高の進捗に関して、S P Cが制御できない履行困難路線の発生時や地元調整により著しく工事が進捗しなかった場合に市に対し協議を申し入れることができ、市は出来高予定額の変更を認めた場合は、全体事業計画書及び単年度事業計画書の内容を変更することができる。

7 その他

【留意事項】

- ◆ 設計業務、施工業務については、原則、各路線における個々の業務が完成した後に、半期分まとめて設計費、工事費を支払うこととし、中間出来高払いは行わないが、長距離延長路線（延長が5 km以上の路線）の工事費についてのみ、年度ごと1回に限り中間出来高検査を実施し、工事費における出来高の一部（九分金）を支払うことができる。